

千葉県社会福祉審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県組織規程（昭和32年千葉県規則68号。以下「規則」という。）第148条の規定により、千葉県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 審議会に委員長を置く。

2 委員長は、本会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第2条の2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

2 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、規則第147条第2項及び第3項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会の設置及び調査審議事項)

第3条 審議会に次の表の上欄に掲げる専門分科会（以下「分科会」という。）を置き、それぞれ同表下欄に掲げる事項を調査審議する。

民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関する事項
身体障害者福祉専門分科会	身体障害者の福祉に関する事項
老人福祉専門分科会	老人の福祉に関する事項
低所得階層福祉専門分科会	低所得階層の福祉に関する事項
児童福祉専門分科会	児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項

2 審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じその他の分科会をおくことができる。

(分科会)

第4条 分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。なお、上記の定めにかかわらず規則第146条第2項の定めによる補欠委員は、前任者が所属していた分科会に属するものとする。

2 分科会に分科会長を置く。

3 分科会長は、各分科会に属する委員及び臨時委員が互選する。

4 分科会長は、その分科会の事務を掌理する。

5 分科会長に事故があるときは、あらかじめ分科会長の指名するその分科会に属する委員がその職務を代理する。

(分科会の決議)

第5条 審議会は、次の各号に掲げる事項に関し諮問を受けたときは、分科会の決議をもって審議会の決議とする。

- (1) 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 身体障害者福祉法第15条第2項の規定による医師の指定
- (3) 上記以外で、第3条に定める各分科会の調査審議に関する事項

2 分科会の招集、開議及び議決については、第2条の2及び規則第147条の規定を準用する。

(分科会の報告)

第6条 分科会長は、分科会に付託された事項及び部会から報告にあった事項について適宜その審議の経過及び結果を審議会の委員長に報告するものとする。

(部会の設置及び調査審議事項等)

第7条 分科会に次の表の上欄に掲げる部会を置き、それぞれ同表下欄に掲げる事項を調査審議する。

(身体障害者福祉専門分科会)

審査部会	身体障害者の障害程度に関する知事の諮問事項の審議に関すること
------	--------------------------------

(児童福祉専門分科会)

母子・里親部会	母子及び父子並びに寡婦福祉法第7条及び同法施行令第13条の規定による知事の諮問事項の審議に関すること 児童福祉法施行令第29条の規定による知事の諮問事項の審議に関すること 母子保健法第7条の規定による知事の諮問事項の審議に関すること
---------	--

施設部会	児童福祉法第35条第6項の規定による知事の諮問事項の審議に関すること 児童福祉法第46条第4項の規定による知事の諮問事項の審議に関すること 児童福祉法第59条第5項の規定による知事の諮問事項の審議に関すること 認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業における重大事故の再発防止のための事後的な検証に関する知事の諮問事項の審議に関すること
------	---

権利擁護 部会	児童福祉法第27条第6項の規定による知事の諮問事項の審議に関する こと 児童福祉法第33条の7の規定に関する知事の諮問事項の審議に関する こと
------------	--

社会的 養護検討 部会	児童虐待の防止及び社会的養護に関する知事の諮問事項の審議に関する こと
-------------------	--

- 2 権利擁護部会は、前項の規定による調査審議のほか、児童福祉法第11条第1項第2号りの規定による調査審議及び意見の具申に関する事項を掌る。
- 3 社会的養護検討部会は、第1項の規定による調査審議のほか、児童福祉法に基づく被措置児童等虐待の防止等に関する事項を掌る。

(部会)

第8条 専門分科会の部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。なお、上記の定めにかかわらず規則第146条第2項の定めによる補欠委員は、前任者が所属していた部会に属するものとする。

- 2 部会に部会長を置く。
- 3 部会長は、各部会に属する委員及び臨時委員が互選する。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名するその部会に属する委員がその職務を代理する。

(部会の決議)

第9条 審議会は、第7条第1項に定める各部会の調査審議事項に関して諮問を受けたときは、部会の決議をもって審議会の決議とする。

- 2 審議会は、第7条第2項に定める調査審議及び意見の具申に関する事項については、権利擁護部会の決議をもって審議会の決議とする。
- 3 次の各号に掲げる事項については、社会的養護検討部会の決議をもって審議会の決議とする。
 - (1) 児童福祉法第33条の15第1項に規定する通知に関する事項
 - (2) 児童福祉法第33条の15第3項に規定する意見の陳述に関する事項
 - (3) 児童福祉法第33条の15第4項に規定する出席説明及び資料の提出の求めに関する事項
- 4 部会の招集、開議及び議決については、第2条の2及び規則第147条の規定を準用する。

(部会長の報告)

第10条 部会長は、部会に付託された事項について、適宜その審議の経過及び結果を各分科会長に報告するものとする。

(会議招集及び委員の欠席の通知)

第11条 審議会委員長、分科会長、部会長（以下「委員長等」という。）が、審議会、分科会又は部会（以下「審議会等」という。）を招集するときは、あらかじめ議案を添えて審議会等の招集の日時及び場所を委員に通知しなければならない。

2 委員は、審議会等に出席することができない場合は、その旨を委員長等に通知しなければならない。

(議事)

第12条 審議会等の議長は委員長等なるものとする。

2 審議会等は、議長の宣告により開会又は閉会するものとする。

3 委員は、発言しようとする場合には、議長の指名を受けなければならない。

(会議の記録)

第13条 議長は、審議会等の開催のつど書記をして次の各号に掲げる事項を記録した議事録を作成させなければならない。

- 一 審議会の開催の日時及び場所並びに開会及び閉会の時刻
- 二 出席した委員の職及び氏名
- 三 議事の件名及び審議の経過並びに表決の結果
- 四 その他重要な事項

(幹事)

第14条 児童福祉専門分科会に幹事を置く。

(書記)

第15条 審議会に書記若干名を置く。

第16条 この規程に定めるもののほか、審議会等の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、昭和39年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、昭和40年6月8日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年2月20日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年6月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年12月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年10月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年 3月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年 3月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年 9月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 5月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 9月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 4月 6日から施行する。

附 則

この規定は、平成26年 9月 1日から施行する。ただし、第7条の施設部会のうち「児童福祉法第35条第6項の規定による知事の諮問事項の審議に関すること」は子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 9月 7日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。